

ごみを燃やさないで！

野焼きは法律で原則禁止されています

ドラム缶やブロック積み、穴を掘っての焼却は、違法な「野焼き」になります。早朝、夜間を問わず、家庭から出るごみは燃やさずに、市の分別収集に出しましょう。

なお、剪定枝、木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので少量であっても焼却することなく、可燃ごみ袋に入れ、ごみ集積所及び自宅前に排出してください。（長い枝などは長さ50cm、太さ10cm未満に切断し、指定袋に入れてください。）



また、回収できないごみ、事業所から出るごみ（事業系ごみ）については、処理業者に処分を委託するなど適正に処理してください。

農地での野焼きについて

農地であっても、時間を問わず（煙により窓が開けられない、洗濯物に臭いが付くなど）他人に迷惑を及ぼすような焼却は認められません。通報が入り次第、消火していただきます。

野焼きに困っている場合は・・・

生活環境課へご連絡ください。通報のあった野焼きの情報を確認し、原因者が特定できる場合は指導を行います。



ご連絡いただく際には、野外焼却の状況等（焼却している場所、焼却している物、焼却している人の氏名等）をできるだけ詳しくお伝えください。

野焼き現場の特定ができず、原因者へ指導できない場合があります。そのため、連絡者の氏名、住所、電話番号についてもお聞きします。（焼却している対し、連絡者の氏名等を教えることはありません。）

※ご連絡を受けてから現場へ到着するまでには、場合によっては時間がかかることがあります。

また、火災の危険がある場合やすぐに消火する必要がある場合は、消防署へ通報してください。なお、産業廃棄物（企業活動のごみ）焼却や常習性がある場合は、警察へ通報してください。



清須市生活環境課環境保全係
(052) 400-2911 内線 2212・2213